

第17回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和3年3月5日（金）

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

報 告 事 項

1 広報課

緊急事態宣言が解除された場合、以下のとおり対応する。

- 区報ぶんきょうの配布について

現在、区報の町会配布は休止し、新聞折込による配布を行っている。
緊急事態宣言の解除後、準備が整い次第、町会配布を再開する。なお、
区報の配布が困難な町会の区域については、シルバー人材センターによる
配布に向けて調整を行っている。

- 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭
く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

- 行政情報センターについて

現在休止している新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧を再開す
る（再開時期については別途検討）。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電
話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き
続き現在の対応を継続する。

報 告 事 項

1 総務課

- 区政功労者表彰式
 - ・ 緊急事態宣言が延長された場合
表彰式の開催日程を延期する。
 - ・ 緊急事態宣言が解除された場合
新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で規模を縮小し、予定どおり 3 月 15 日に実施する。

- 男女平等センター貸施設の貸出し等について
 - ・ 緊急事態宣言が延長された場合
これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。
予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
イベントや講座等は、オンライン開催又は延期（中止）等実施方法の変更を継続する。
 - ・ 緊急事態宣言が解除された場合
 - ▶ 緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出しとする。
イベントや講座等は、予定どおり実施する。
 - ▶ 緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の 30 分前までの施設貸出しとする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。
例：午後 9 時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後 8 時 30 分までとする。
イベントや講座等は、自粛制限時間の 30 分前までとする。

2 職員課

緊急事態宣言の解除の有無にかかわらず、以下のとおり対応する。

- 在宅勤務及び時差勤務等の徹底（継続）
- 永年表彰式典の中止
令和 2 年度永年勤続職員に対する感謝状贈呈式は中止とする。

3 税務課

- 申告期限の延長

国税庁が所得税確定申告の期限を延長したことに伴い、文京区においても特別区民税・都民税（住民税）の申告期限を令和3年4月15日（木曜日）まで延長する。

- ・ 2月8日公示
- ・ 2月8日 HP 掲載

4 防災課

- 防災士研修会事業の実施

- ・ 緊急事態宣言が延長された場合

避難所運営協議会で活動している防災士及び防災リーダー向けの防災士研修会を、書面開催とする。

- ・ 緊急事態宣言が解除された場合

当初の予定どおり3月11日に実施する。

報 告 事 項

1 区民課

● やまびこ荘の利用

3月8日から28日まで、改修工事による休館となるため、宿泊利用及び山村交流体験事業は休止とする。

また、緊急事態宣言が解除された場合、3月29日以降利用分の宿泊申込及び山村交流体験事業を再開する。ただし、都道府県境を越えた移動の自粛要請が出た場合は、宿泊利用について自粛を要請する。また、山村交流体験事業についても同様とする。

● 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センターの貸室の運営について

・緊急事態宣言が延長された場合

夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付を休止する取扱いを継続する。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

・緊急事態宣言が解除された場合

新規の貸出予約の制限は行わない。

夜間時間帯の貸室の貸出しは、外出自粛時間の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出とする。

例：外出自粛時間が午後9時までの場合は、夜間の貸出し時間は、午後8時30分までとする。

また、感染予防対策のため、利用定員制限を継続するとともに利用定員制限に伴う減免・還付の特例の取扱いは定員制限を解除するまで、当面の間、延長する。

● 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）の開館について

・緊急事態宣言が延長された場合

午後5時以降閉館の取扱いを継続する。地域活動センター（礪川を除く）については、午後8時以降閉館を継続する。

- ・ 緊急事態宣言が解除された場合
夜間時間帯の貸出時間の終了時間をもって閉館とする。

- 交流館事業、ふれあいサロン事業等について
 - ・ 緊急事態宣言が延長された場合
中止・延期又は実施方法の変更の取扱いを継続する。
 - ・ 緊急事態宣言が解除された場合
準備ができたところから順次、感染予防対策を講じながら実施していく。

2 経済課

- 中小企業支援、商店街支援等
現在実施している中小企業支援、商店街支援及び就労支援に係る事業については、緊急事態宣言の延長の有無にかかわらず継続して行う。

- 勤労福祉会館の施設利用
 - ・ 緊急事態宣言が延長された場合
夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付を休止する取扱いを継続する。
予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
 - ・ 緊急事態宣言が解除された場合
新規の貸出予約の制限は行わない。
夜間時間帯の貸室の貸出しは、外出自粛時間の条件が付いた場合、自粛制限の30分前までの施設貸出とする。
例：外出自粛時間が午後9時までの場合は、夜間の貸出し時間は、午後8時30分までとする。

また、感染予防対策のため、利用定員制限を継続するとともに利用定員制限に伴う減免・還付の特例の取扱いは定員制限を解除するまで、当面の間、延長する。

- 勤労福祉会館の区指定事業
 - ・ 緊急事態宣言が延長された場合
中止・延期又は実施方法の変更の取扱いを継続する。
 - ・ 緊急事態宣言が解除された場合
準備ができたところから順次、感染予防対策を講じながら実施していく。

3 緊急経済対策推進室

- 中小企業支援について
緊急事態宣言が延長された場合、飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業補助金の補助対象期間を宣言期間中まで延長し、申請についても3月26日まで受け付ける。
緊急事態解除宣言が発出された場合、現行どおりの期間とする。

報 告 事 項

1 アカデミー推進課

緊急事態宣言発出に伴う施設使用等について

(1) 貸施設

- 緊急事態宣言が延長された場合
これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。
※シビックホール（大・小ホール）は、夜間利用の自粛を要請する。
予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

- 緊急事態宣言が解除された場合
 - ・緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出とする。
 - ・緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出とする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。
例：午後9時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後8時30分までとする（1時間の貸出時間短縮）。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール、シビックホール関連施設（多目的室・練習室・会議室・特別応接室）

(2) 事業（イベント、講座等）

- 緊急事態宣言が延長された場合
引き続き区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。

- 緊急事態宣言が解除された場合
区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、予定どおり実施する。
なお、夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの実施とする。

2 スポーツ振興課

緊急事態宣言発出に伴う施設使用等について

(1) 貸施設

- 緊急事態宣言が延長された場合
これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。
予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

- 緊急事態宣言が解除された場合
 - ・緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出とする。
 - ・緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出とする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。
例：午後9時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後8時30分までとする（1時間の貸出時間短縮）。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

(2) 事業（イベント、講座等）

- 緊急事態宣言が延長された場合
引き続き区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。

- 緊急事態宣言が解除された場合
区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、予定どおり実施する。
なお、夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの実施とする。

報 告 事 項

1 福祉政策課

- 民生委員・児童委員協議会（以下、「民協」）等の会議について
緊急事態宣言の延長が発出された場合でも、3月は各種会議について開催規模や距離の確保等の感染防止対策を講じた上で実施する。
【各種会議】会長会、副会長会、定例会及び各地区民児協、各部会等
- 福祉住宅サービスの窓口の縮小
緊急事態宣言が発出されている期間、福祉住宅サービスの窓口を縮小し、相談等は原則として電話、郵送で対応する。

2 高齢福祉課

- 話し合い員活動の実施
緊急事態宣言が解除された場合、通常の活動を再開する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の活動制限を継続する。
- 福祉センター貸施設の利用
緊急事態宣言が解除され、解除に条件がなかった場合、通常の貸出とする。
緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出とする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の利用制限を継続する。
- シルバーセンター貸施設の利用
緊急事態宣言が解除された場合、日中利用団体の利用自粛の呼びかけを中止するとともに、午前・午後の新規予約受付を再開する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の利用制限を継続する。
- フレイル予防事業の実施
緊急事態宣言が解除された場合、フレイル予防事業を再開する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合でも、感染予防を徹底し事業を再開する予定である。

- 福祉センター事業の実施
緊急事態宣言が解除された場合、指定事業及び自主事業を再開する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、引き続き中止とする。

- 高齢者あんしん相談センターの運営
緊急事態宣言が解除された場合、3月8日から通常の運用とする。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、「高齢者宅への積極的な訪問の自粛」を継続する。

- 地域包括ケア推進委員会の開催
緊急事態宣言が解除された場合、3月30日に開催予定の地域包括ケア推進委員会は、通常どおり実施する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合であっても、オンライン会議システムを併用して実施する。

- 介護予防事業の実施
緊急事態宣言が解除された場合、4月から文の京介護予防体操事業等介護予防事業を順次再開する。
なお、緊急事態宣言が延期された場合は、引き続き中止とする。

- 介護予防展の開催
緊急事態宣言が解除されない場合であっても、当初の予定通り3月12日に開催する。

- 認知症関連事業の実施
緊急事態宣言が解除された場合、3月8日以降の認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室などについて開催する。
なお、緊急事態宣言が延期された場合は、引き続き中止とする。
また、3月16日の認知症ともにフォローアッププログラムについては、感染予防を徹底し事業を実施する。

3 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応

緊急事態宣言が解除された場合であっても、現行の取扱いを継続し、原則として障害者手帳の申請等及び交付については郵送で行う。

また、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについても、現行の取扱いを継続し、郵送対応にて実施する。

- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応

緊急事態宣言が解除された場合であっても、現行の取扱いを継続し、原則として施設や自宅等への訪問や窓口での対面による方法では行わず、電話や郵送で実施する。

- 区立障害福祉サービス事業所及び放課後等デイサービスの運営継続

緊急事態宣言が解除された場合であっても、引き続き十分な感染防止対策を講じた上で、運営を継続する。

- 障害者会館の利用の制限

緊急事態宣言が解除された場合、日中利用団体の利用自粛の呼びかけを中止するとともに、午前・午後の新規予約受付を再開する。

なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の利用制限を継続する。

4 介護保険課

- 窓口の縮小

緊急事態宣言が解除されるまでの間、窓口縮小を継続する。

5 国保年金課

- 手続きの郵送対応の継続

緊急事態宣言の解除に関わらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。

また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受付も行う。

- 国民健康保険の加入
 - 国民健康保険をやめる
 - 国民健康保険証の再交付申請
-
- 窓口の受付・呼出システムの利用開始
来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、3月1日から、リアルタイムの窓口の混雑状況をホームページから確認できる窓口受付・呼出システムの利用を開始している。

報 告 事 項

1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について

緊急事態解除宣言が発出された場合でも、当面の間、現行の取扱いを継続する。

休止／地域子育てステーション

縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）

※子育てひろば水道は電話相談のみ

病児・病後児保育事業（病状による）

緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）

区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

- 4月以降の対応について

緊急事態解除宣言後の状況に応じ、上記の休止・縮小事業や入園式等について、別途検討する。

2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用

緊急事態解除宣言が発出された場合、翌開庁日から夜間利用（21：30まで）の受付を再開する。ただし、夜間の外出自粛要請がある場合には、要請に対応できる終了時間とする。

3 幼児保育課

- 保育園運営（家庭教育の協力要請）

緊急事態解除宣言が発出された場合でも、3月31日まで現行の対応を継続する。

4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター於）

緊急事態解除宣言が発出された場合、夜間相談を再開する。ただし、夜間の外出自粛要請がある場合には、男女平等センターの対応に則って判断する。

報 告 事 項

1 道路課

● 私道整備助成業務

緊急事態宣言が解除された場合、申請手続きを再開する。

2 みどり公園課

● 緊急事態宣言が延長された場合

これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

● 緊急事態宣言が解除された場合

- ・ 緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出とする。
- ・ 緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出とする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。

例：午後9時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後8時30分までとする（1時間の貸出時間短縮）。

<対象施設>

肥後細川庭園集会室、大塚公園集会所

● 公園ガーデナー（平日・休日）の活動

緊急事態解除宣言が発出された場合、平日の活動については4月以降再開する。休日の活動については3月13日(土)より再開する。

● 公園再整備意見交換会

書面及び会場等の利用制限緩和に併せて対面での開催も検討していく。

● 肥後細川庭園正門閉門時間変更

緊急事態解除宣言が発出された場合、3月8日から通常時間にする。

報 告 事 項

1 施設管理課

- 展望ラウンジの再開について

緊急事態宣言が解除された場合、通常時間で展望ラウンジを再開する。

報 告 事 項

1 学務課

● 学校施設使用事業について

緊急事態解除宣言が発出された場合、学校施設使用のうち、屋外施設（校庭）の使用は3月15日から通常利用する。

また、屋内施設（体育館等）の利用は、卒業式等の式典準備を踏まえ、春休みが始まった後の3月26日から通常利用する。

申込み受付は、屋外・屋内施設ともに、3月8日から再開する。

なお、緊急事態宣言が延長された場合、現行の取扱いを継続する。

緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出しとする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。

例：午後9時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後8時30分までとする。

2 児童青少年課

● 青少年プラザ (b-lab) について

緊急事態宣言が解除された場合は、開館時間を午前9時から午後9時までと通常通りとします。また、利用人数制限等の感染症対策を行い、宣言前と同様の運営に戻します。

緊急事態宣言が延長された場合は、現行の取扱いを継続する。

緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の30分前までの施設貸出しとする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。

例：午後9時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後8時30分までとする。

イベントや講座等は、自粛制限時間の30分前までとする。

3 教育センター

● 教育センター貸施設の利用再開

緊急事態解除宣言が発出された場合、3月8日から貸出しの新規予約を再開する。なお、貸出しに当たっては、利用者に対し、三密の回避やマ

マスクの着用、消毒等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を要請する。

緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の 30 分前までの施設貸出しとする。ただし、時間短縮による使用料の減免はしない。

例：午後 9 時以降の外出自粛制限が付いた場合、貸出時間は午後 8 時 30 分までとする。

イベントや講座等は、自粛制限時間の 30 分前までとする。

4 真砂中央図書館

- 図書館サービス業務の一部休止について

緊急事態宣言が解除された場合は通常の開館時間とし、座席数を制限したうえで閲覧席を使用可能とする。

緊急事態宣言が継続された場合は現状を維持する。

緊急事態宣言の解除に夜間の外出自粛制限の条件が付いた場合、自粛制限時間の 30 分前までに閉館とする。

- 行事の中止又は延期

緊急事態宣言が解除された場合は、3 月 22 日以降 児童対象の行事を中心に開催する。なお、感染拡大の状況を踏まえて中止の判断をする。

緊急事態宣言が継続された場合は現状を維持する。